

## ○山口県警察における指掌紋の取扱いに関する訓令

平成 11 年 12 月 16 日  
本部訓令第 15 号

### ( 概 要 )

本訓令は、指掌紋取扱規則（平成 9 年国家公安委員会規則第 13 号）及び指掌紋取扱細則（平成 9 年警察庁訓令第 11 号）に定めるもののほか、山口県警察における指掌紋の取扱いについて必要な事項を定めたものである。

訓令の内容は

- 指掌紋記録等の作成
- 指掌紋記録等の送信等
- 身分事項の追加、処分結果記録の作成等
- 現場指掌紋の送付、対照
- 遺留指掌紋照会
- 遺留指掌紋の整理保管
- 現場指掌紋の鑑定
- 被疑者に係る指掌紋照会
- 変死者等に係る指掌紋照会

等である。